

【フラット35】は

住宅ローンのお借換え
にもご利用できます!



〈ひろぎん〉におまかせ!!

2019年6月 ご融資金利(新機構団信付き【フラット35】)

【フラット35】最低水準の金利^(注1)で提供中!

ご融資期間21年以上

ご融資期間20年以内

(注1) 2019年6月に新機構団信付き【フラット35】
取扱金融機関が提供する最低水準の金利

取扱手数料
「定率タイプ」
【毎月のご返済額をおさえたタイプ】
ご融資金額×**2.16%**
(消費税込み)

融資率
90%
以内 年 **1.27%**

年 **1.21%**

融資率
90%
超 年 **1.71%**

年 **1.65%**

取扱手数料
「定額タイプ」
【当初費用をおさえたタイプ】
54,000円
(消費税込み)

融資率
90%
以内 年 **1.52%**

年 **1.46%**

融資率
90%
超 年 **1.96%**

年 **1.90%**

※ご融資金利は、原則として毎月1日に見直します。また、ご融資金利はお申込時ではなく、資金のお受取時の金利が適用されます。上記のご融資金利は、2019年6月1日現在のものです。

※上記のご融資金利は、平成29年10月1日以後にお申込みのお客さまに適用される新機構団信付きの【フラット35】のご融資金利です。加入する団体信用生命保険の種類に応じて、【フラット35】のご融資金利は異なります。

新機構団信(デュエット(夫婦連生団信))の場合	新機構団信付きの【フラット35】のご融資金利+0.18%
新3大疾病付機構団信の場合	新機構団信付きの【フラット35】のご融資金利+0.24%

健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合のご融資金利は、「新機構団信付きの【フラット35】のご融資金利-0.20%」となります。

平成29年9月30日以前にお申込みのお客さまに適用されるご融資金利は、「新機構団信付きの【フラット35】のご融資金利-0.29%」となります。

※融資率は、住宅の建設費または購入価格(土地取得費がある場合は、その費用を含みます。)に対して、【フラット35】のご融資金額の占める割合をいいます。

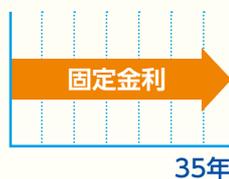
※借換融資の場合は、実際の融資率にかかわらず融資率90%以内の金利が適用されます。また、【フラット35】Sは、借換融資にはご利用いただけません。

※融資率が90%を超える場合は、ご返済の確実性などをより慎重に審査します(借換融資を除きます。)

【フラット35】の4つのメリット ※借換融資を除きます。

① ずっと固定金利の安心

最長35年の全期間固定金利の住宅ローン。資金のお受取時にご返済終了までのご融資金利とご返済額が確定します。



② 質の高い住宅取得を金利引下げで応援

省エネルギー性、耐震性など、質の高い住宅を取得する場合に、ご融資金利を一定期間引き下げる制度【フラット35】Sにより、住まいづくりを応援します。



③ 保証料0円、繰上返済手数料0円

住宅ローン借入時の保証料不要(保証人も不要)です。ご返済中の繰上返済や返済方法の変更も手数料不要です。



④ ご返済中も安心サポート

多様な返済方法変更のメニューをそろえ、お客さまからのご返済のお悩みに対して、事情に合った返済方法をご提案します。



※住宅金融支援機構が定めた技術基準に基づく物件検査を実施します。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者によって異なります。

※取扱手数料、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬など)、物件検査手数料、火災保険料などは、別途お客さまのご負担となります。

※一部繰上返済の場合、繰上返済日は毎月のご返済日となります。また、ご返済できる金額は、お客さま向けインターネットサービス「住+My Note」(すまいのーと)の場合は10万円以上、(ひろぎん)の窓口の場合は100万円以上となります。

〈ひろぎん〉【フラット35】商品概要

<p>お申込みいただける方 ★印は借換融資の場合のみ</p>	<p>①お申込時の年齢が満70歳未満の方(親子リレー返済をご利用される場合は、満70歳以上の方もお申込みいただけます。) ②日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方 ③全てのお借入れ(【フラット35】を含みます。)に関して、年収に占める年間合計返済額の割合(=総返済負担率)が次の基準を満たしている方(収入を合算することができる場合もあります。)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>④お借入れの対象となる住宅またはその敷地を共有する場合は、お申込みご本人が共有持分を持つことなどの要件があります。 ★原則として、お借換えの対象となる住宅ローンの債務者と借換融資のお申込人が同一であること。 ★住宅取得時にお借入れになった住宅ローンのお借入日(金銭消費貸借契約締結日)から借換融資のお申込日まで1年以上経過しており、かつ、借換融資のお申込日前日までの1年間、正常にご返済をしている方</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					
<p>お使いみち</p>	<p>お申込みご本人が所有し、お申込みご本人またはご親族がお住まいになるための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金(セカンドハウス、住宅ローンのお借換えの場合もご利用いただけます。)</p>						
<p>ご融資の対象となる住宅 ★印は借換融資の場合のみ</p>	<p>①住宅の建設費または購入価格(土地取得費がある場合は、その費用を含みます。)が1億円以下(消費税込み)であること。 ②住宅の床面積が一戸建て住宅は70㎡以上(マンションは30㎡以上) ③中古住宅の場合、お申込日において建築後年数が2年を超えている、または既に人が住んだことのある住宅 ④住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。 ★住宅取得時にお借入れになった住宅ローンのお借入額が8,000万円以下で、かつ、住宅の建設費または購入価格(土地取得費がある場合は、その費用を含みます。住宅取得時に生じた諸費用は含みません。)の100%以内</p>						
<p>ご融資金額 ★印は借換融資の場合のみ</p>	<p>100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、住宅の建設費または購入価格(非住宅部分に関するものを除きます。)以内 ★「お借換えの対象となる住宅ローンの残高」または「住宅金融支援機構による担保評価額の200%」のいずれか低い額まで。</p>						
<p>ご融資期間 ★印は借換融資の場合のみ</p>	<p>15年以上35年以内(1年単位)で、完済時の年齢が満80歳未満 ※ご利用される方が満60歳以上の場合は10年以上となります。 ★「35年」-「住宅取得時にお借入れになった住宅ローンの経過期間(1年末満切上げ)」と上記のいずれか短い年数</p>						
<p>ご返済方法</p>	<p>元利均等返済または元金均等返済 ※ご融資金額の40%以内(1万円単位)でボーナス返済併用可</p>						
<p>担保</p>	<p>住宅金融支援機構が建物およびその敷地に第1順位の抵当権を設定させていただきます(抵当権の設定費用は、別途お客さまのご負担となります。)</p>						
<p>保証人・保証料</p>	<p>必要ありません。</p>						
<p>団体信用生命保険 ★印は借換融資の場合のみ</p>	<p>原則、住宅金融支援機構指定の団体信用生命保険をご利用いただけます(保険料は、毎月の【フラット35】の返済金に含まれます。) ★お借換えの対象となる住宅ローンについて団体信用生命保険に加入している場合、その保障は住宅ローンの借換えによって終了します。</p>						
<p>火災保険 ★印は借換融資の場合のみ</p>	<p>建物に任意の長期火災保険を付保していただきます(保険料は、別途お客さまのご負担となります。) ★お借換の前に付保している火災保険を継続していただくことができる場合があります。</p>						
<p>物件検査手数料 ★印は借換融資の場合のみ</p>	<p>住宅金融支援機構が定めた技術基準に基づく物件検査を実施します。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者によって異なります(手数料は、別途お客さまのご負担となります。) ※手数料の目安: 新築住宅(一戸建て)…2~3万円程度 / 中古住宅(一戸建て)…4~6万円程度 ★お借換えの対象となる住宅の建築確認日が昭和56年6月1日以後の場合、借換対象住宅が住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることをお客さま自身にご確認などしていただけます。</p>						
<p>取扱手数料</p>	<p>・定率タイプ: ご融資金額×2.16%(消費税込み) ・定額タイプ: 54,000円(消費税込み)</p>						
<p>繰上返済手数料</p>	<p>必要ありません。 ※一部繰上返済の場合、繰上返済日は毎月のご返済日となります。また、ご返済できる金額は、お客さま向けインターネットサービス「住・My Note」(すまいのーと)の場合は10万円以上、〈ひろぎん〉の窓口の場合は100万円以上となります。</p>						
<p>その他</p>	<p>①この商品は、お客さまへのご融資と同時に、その住宅ローン債権を住宅金融支援機構が買い取りますが、お客さまのご返済や各種お手続きは、すべて〈ひろぎん〉が行います。 ②この商品は、〈ひろぎん〉の広島・岡山・山口・愛媛県内の支店および各〈ひろぎん〉個人ローンセンターでお取り扱いしております。 ③現在のお住まい、またはお勤め先の所在地が、〈ひろぎん〉の支店のお近くでない場合は、お申込みをお断りさせていただく場合がございます。 ④お預かりした書類は、ご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。 ⑤お申込みに際しては、〈ひろぎん〉および住宅金融支援機構所定の審査がございます。審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、融資率が90%を超える場合は、ご返済の確実性などをより慎重に審査します(借換融資を除きます。)。くわしくは、〈ひろぎん〉の店頭に説明書をご用意しております。また、〈ひろぎん〉の窓口にてご返済額を試算いたします。</p>						

くわしくは、〈ひろぎん〉の窓口または〈ひろぎん〉個人ローンセンターへ

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">広島県</p>	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>広島個人ローンセンター 土曜日・日曜日営業</p> <p>〒730-0812 広島市中区加古町2-13(広島市文化交流会館向い) ☎0120-293-801</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>広島西個人ローンセンター 日曜日営業</p> <p>〒731-5125 広島市佐伯区五日市駅前1丁目10-55(広島銀行五日市駅前支店2階) tel.082-943-7211</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>呉個人ローンセンター 日曜日営業</p> <p>〒737-0045 呉市本通3丁目5-4(広島銀行呉支店2階) tel.0823-21-6071</p> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>尾道個人ローンセンター 日曜日営業</p> <p>〒722-0036 尾道市東御所町1-15(広島銀行尾道駅前支店内) tel.0848-24-1010</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">岡山県</p>	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>岡山個人ローンセンター 日曜日営業</p> <p>〒700-0913 岡山市北区大供1丁目3-3(広島銀行岡山南支店内) tel.086-226-5456</p> </div>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">山口県</p>	<div style="margin-bottom: 10px;"> <p>山口個人ローンセンター 日曜日営業</p> <p>〒747-0035 防府市栄町1丁目5-1(リルサス防府2階) tel.0835-22-1100</p> </div>

営業時間 / 9:00~16:30
(水・土・祝休日、および大晦日・正月3が日を除きます。)(注2)
(注2)広島個人ローンセンターは土曜日、福山個人ローンセンターは水曜日も営業しています。

(2019年6月1日現在) | 1710広告審査済